

全建労発第61号
令和2年2月21日

各都道府県建設業協会 会長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
会長 近藤晴貞
〔 公 印 省 略 〕

「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」
及びその留意事項の改正について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、昨年、伐木、かかり木の処理及び造材の作業における労働災害ならびに車両系木材伐出機械を用いた作業による労働災害等を防止するため、労働安全衛生規則の一部を改正いたしました（全建労発第9号「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の周知について」（平成31年4月8日付）参照）。これを受けまして、標記ガイドライン及びその留意事項につきまして、別紙の通り、周知の依頼がありました。

つきましては、主旨をご理解いただいた上、会員企業の皆様に周知下さいますようよろしくお願い申し上げます。

以上
（担当：労働部 吉田）